法 人	名	独立行政法人造幣局		
案 件 番	号	26-(1)-10		
入 札 及 び 契 約 方	式	一般競争入札		
契 約 の 件 名 及 び 数	量	白銅鋳塊 250t(予定)		
契 約 締 結	田	平成27年3月3日		
契約の相手方の商号又は名和	尓 等	三谷伸銅㈱		
		平成27年1月23日 入札公告		
入 札 経 緯 及 び 結	果	平成27年3月3日 入札書等〆切		
		平成27年3月3日 開札		
一者応札・応募の改善取組内容				
改善項目 状	況	具体的な取組内容		
①仕様書の見直し等	0	支給材料を可能な限り多くする。		
②業務等準備期間の十分な確保	×			
③公告期間の見直し(0	公告期間を10日程度延長		
④公告周知方法の改善	×			
⑤電子入札システムの導入	×			
⑥業者等からの聴き取り	0	以前参加した業者に聴き取りを行ったところ「鋳塊を延ばした結果、不良が発見されることがあり、リスクが大きい」との回答であった。		
法人における事後点検の結果講ずることとした措置				
一者応札改善の取組は、現在対応可能な方策は実施した。				

契約監視委員会のコメント

日本国内では参入業者が限られているので、複数者による競争にしていくのは難しいと思われるが、引き続き公 告等により新規業者の開拓に向け努力されたい。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

業者等への聴き取りによる受注可能性の調査を行うなど、新規参入可能な業者を探す努力を継続する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「 \times 」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法 人	名	独立行政法人造幣局		
案 件 番	号	26-(1)-11		
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札		
契 約 の 件 名 及 び	数量	青銅鋳塊 250t(予定)		
契 約 締 結	日	平成27年3月3日		
契約の相手方の商号又は	名 称 等	三谷伸銅㈱		
		平成27年1月23日 入札公告		
入 札 経 緯 及 び	結 果	平成27年3月3日 入札書等〆切		
		平成27年3月3日 開札		
一者応札・応募の改善取組内容				
改善項目	状況	具体的な取組内容		
①仕様書の見直し等	0	支給材料を可能な限り多くする。		
②業務等準備期間の十分な確保	×			
③公告期間の見直し	0	公告期間を10日程度延長		
④公告周知方法の改善	×			
⑤電子入札システムの導入	×			
⑥業者等からの聴き取り	0	以前参加した業者に聴き取りを行ったところ「鋳塊を延ばした結果、不良が発見されることがあり、リスクが大きい」との回答であった。		
法人における事後点検の結果講ずることとした措置				
一者応札改善の取組は、現在対応可能な方策は実施した。				

契約監視委員会のコメント

日本国内では参入業者が限られているので、複数者による競争にしていくのは難しいと思われるが、引き続き公 告等により新規業者の開拓に向け努力されたい。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

業者等への聴き取りによる受注可能性の調査を行うなど、新規参入可能な業者を探す努力を継続する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

- (注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法	名	独立行政法人造幣局		
案 件 番	号	26-(2)-12		
入 札 及 び 契 約 方	式	一般競争入札		
契 約 の 件 名 及 び 数	量	5円用黄銅円形 3,808万枚		
契 約 締 結	日	平成27年3月5日		
契約の相手方の商号又は名称	等	三谷伸銅㈱		
		平成27年1月27日 入札公告		
入 札 経 緯 及 び 結	果	平成27年3月5日 入札書〆切		
		平成27年3月5日 開札		
一者応札・応募の改善取組内容				
改善項目	況	具体的な取組内容		
①仕様書の見直し等)	支給材料を可能な限り多くする。		
②業務等準備期間の十分な確保 >	<			
③公告期間の見直し()	公告期間を10日程度延長		
④公告周知方法の改善 >	<			
⑤電子入札システムの導入 >	<			
⑥業者等からの聴き取り)	当局と取引のある複数の業者に聴き取りを行ったところ、「貨幣に要求される品質が非常に高いことから、円形製造にも高い技術力が必要であるため参加できない」、「当社設備の仕様上銅系製品の製造はできないため参加できない」、「円形の製造からは撤退し設備も撤去したため参加できない」との回答であった。		
法人における事後点検の結果講ずることとした措置				
一者応札応募改善の取組は、現在対応可能な方策は実施した。				

契約監視委員会のコメント

参入業者が限られているので、複数者による競争にしていくのは難しいと思われるが、引き続き公告等により新規業者の開拓に向け努力されたい。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

業者等への聴き取りによる受注可能性の調査を行うなど、新規参入可能な業者を探す努力を継続する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法 人	名	独立行政法人造幣局		
案 件 番	号	26-(1)-13		
入 札 及 び 契 約	方 式	一般競争入札		
契 約 の 件 名 及 び	数量	1円用アルミニウム円形 3,000万枚		
契 約 締 結	日	平成27年3月5日		
契約の相手方の商号又は	名称等	アカオアルミ(株)		
		平成27年1月27日 入札公告		
入 札 経 緯 及 び	結 果	平成27年3月5日 入札書〆切		
		平成27年3月5日 開札		
一者応札・応募の改善取組内容				
改善項目	状況	具体的な取組内容		
①仕様書の見直し等	0	支給材料を可能な限り多くする。		
②業務等準備期間の十分な確保	0	納期に余裕を持たせて業務等準備時間を十分確保した。		
③公告期間の見直し	0	公告期間を10日程度延長		
④公告周知方法の改善	×			
⑤電子入札システムの導入	×			
⑥業者等からの聴き取り	0	当局と取引のある業者に聴き取りを行ったところ、「アルミ製品の生産ラインは有しているがサッシのような製品のみ製造しており、円形用の生産ラインは有していないので製造できない」、「アルミ製品の生産ライン(溶解・鋳造・圧延設備)を有していないため製造できない」との回答であった。		
法人における事後点検の結果講ずることとした措置				
一考広札広莫改善の取組は、現在対応可能が方策は宝施した				

契約監視委員会のコメント

参入業者が限られているので、複数者による競争にしていくのは難しいと思われるが、引き続き公告等により新規 業者の開拓に向け努力されたい。

(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

業者等への聴き取りによる受注可能性の調査を行うなど、新規参入可能な業者を探す努力を継続する。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善 方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「O」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

法 人	3 独立行政法人造幣局			
案 件 番 5	를 26-(2)-17			
入 札 及 び 契 約 方 5	t 公募			
契 約 の 件 名 及 び 数 🖠	世 サーボ弁オーバーホール 1式			
契 約 締 結 [平成27年3月27日			
契約の相手方の商号又は名称等	手 千代田工販㈱中国支店			
	平成27年3月11日 公募公告			
入 札 経 緯 及 び 結 5	平成27年3月26日 参加意思確認書〆切			
	平成27年3月27日 開札			
一者応札・応募の改善取組内容				
改善項目	具体的な取組内容			
①仕様書の見直し等 ×				
②業務等準備期間の十分な確保 ×				
③公告期間の見直し 〇	10営業日以上の公告期間の確保			
④公告周知方法の改善×				
⑤電子入札システムの導入 ×				
⑥業者等からの聴き取り	当局と取引のある業者から聴き取りを行ったところ「サーボ弁は特殊なものであり、当社には調整に必要なノウハウがなく、オーバーホールに必要な部品の供給もできないため入札に参加できない」との回答であった。			
法人における事後点検の結果講ずることとした措置				
一者応募改善の取組は、現在対応可能な方策は実施した。				
契約監視委員会のコメント				
現有設備を保有する限り、他業者の参入は困難と認められるが、引き続き公告等により参入可能な業者を探す 努力を継続されたい。				
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)				
新規参入可能な業者を探す努力を継続する。				
本案件を	審議した契約監視委員会の委員			
松川正毅委員長、神部裕之委員、初岡直子委員(平成27年6月5日付議)				

- (注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。
- (注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「〇」、取組未済の場合は「×」を記載。
- (注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。